

## 水道法施行規則の一部改正に関する御意見の募集について

平成15年12月25日  
厚生労働省健康局水道課

### 1. 趣旨

平成15年7月2日に公布された「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号）」の施行に伴い、別紙1から3のとおり、水道法施行規則の一部を改正することについて、御意見を募集します。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

### 2. 意見の提出期限、提出方法及び宛先

平成16年1月23日（金）（必着）までに、下記様式により、電子メール、郵便又はファックスにてお寄せください。

なお、提出していただく電子メール、郵便及びファックスには、必ず「水道法施行規則の一部改正について」と明記してください。

#### 電子メールの場合

suidosyourei@mhlw.go.jp（テキスト形式に限る。）

#### ファックスの場合

ファックス：03-3503-7963

#### 郵便の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局水道課 水道法施行規則改正担当

#### 記入項目

[宛先] 厚生労働省健康局水道課

[氏名]（貴方の所属（会社名・部署名）を併記してください。）

[住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[件名]（「水道法施行規則の一部改正について」と明記してください。）

[意見] 該当箇所（資料のどの部分についての意見かを明記してください。）

意見内容

理由

### 3. 意見の提出上の注意

御意見は日本語でお願いします。

なお、寄せられた御意見が公開されることにつき、あらかじめ御了解願います。

## 登録水質検査機関について

- ( 1 ) 登録の申請書の記載事項
- 一 申請の年月日
  - 二 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 申請者が水質検査を行おうとする区域
  - 四 申請者が水質検査を行おうとする事業所の所在地
  - 五 登録年月日及び登録番号（登録の更新の際に限る。）
- ( 2 ) 申請書の添付書類
- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
  - 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
  - 三 現に行っている事業の概要を説明した書類
  - 四 検査員の氏名及び担当する水質検査の範囲
  - 五 申請者が法第二十条の三第一項各号の欠格条項の規定に該当しないことを説明した書面
  - 六 登録基準のうち、水質検査を行うために必要な検査施設を有することを示す書類として次に掲げるもの
    - イ 次に掲げる微生物学的検査室、前処理室及び理化学的検査室が設けられ、水質検査の結果に悪影響を及ぼす汚染のおそれを防止するための対策が講じられていることを説明する書類
      - 1 各水質検査室の位置関係を示した平面図（縮尺及び寸法を記載したもの）
      - 2 個々の水質検査室の平面図（縮尺及び寸法を記載したもの）に水質検査に用いる機械器具の所在場所を記載した書類
      - 3 水道水以外の高濃度試料を扱う場合は、2の平面図にそれらの試料毎に扱う場所を記載した書類
      - 4 汚染のおそれを防止するための対策を説明した書類
      - 5 水質検査室ごとに撮影した写真
    - ロ 次に掲げる、保有する水質検査に用いる機械器具を用いて水質基準に関する省令の全ての項目について検査できることを確認できる書類
      - 1 水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類
      - 2 水質検査に用いる機械器具ごとの性能及び定量下限を示す書類
      - 3 ガスクロマトグラフの検出器の名称を記載した書類
      - 4 固定資産台帳等の資産目録（リースしている場合は水質検査に用いる機械器具ごとのリース契約書）
      - 5 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真
  - 七 登録基準のうち、検査員の要件について下表左欄に掲げる各条件に応じた、右欄に掲げる書類

検査員の条件（水道法の別表第一の各号）	添付書類
法別表第一第一号又は	一 卒業証明書又は履修科目証明書等検査員ごとに上

第二号に適合する者であること	欄の条件に適合していることを示す書面 二 担当した水質検査の区分ごとに従事した実務経験を証する書面
法別表第一第三号に適合する者であること	一 臨床検査技師又は衛生検査技師の免許証の写し 二 実務経験を証する書面
法別表第一第四号に適合する者であること	左欄の要件を満たしていることを説明した書類

八 法第二十条の四第一項第三号イの水質検査を行う部門（以下「水質検査部門」という。）につき、水質検査部門の業務を統括する者が水質検査部門管理者として置かれていることを確認できる文書

九 法第二十条の四第一項第三号ロの水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書として次に掲げるもの

イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ 文書及び記録の管理に関する文書

ハ 教育訓練について記載した文書

ニ 不適合業務及び是正処置等に関して記載した文書

ホ 内部監査の方法を記載した文書

ヘ 内部精度管理の方法を記載した文書

ト 外部精度管理調査を定期的にするための計画を記載した文書

チ 標準作業書

リ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書

ヌ 受注の方法並びに物品の購入その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

十 水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門（以下「信頼性確保部門」という。）につき、信頼性確保部門の業務を統括する者が信頼性確保部門管理者として置かれていることを確認できる文書

(3) 登録水質検査機関が行う水質検査の方法

一 水質検査部門管理者は次に掲げる業務を行うこと

イ 水質検査部門の業務を統括すること

ロ 第三号二の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること

ハ その他必要な業務

二 水質検査部門につき、それぞれ理化学的検査及び細菌学的検査の区分ごとに、次に掲げる業務を行う者（以下「検査区分責任者」という。）が置かれていること

イ 水質検査にあたり、標準作業書から逸脱した方法により検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること

ロ その他必要な業務

三 信頼性確保部門管理者は次に掲げる業務を行うこと

イ 水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと

ロ 精度管理を行うこと

ハ 外部精度管理調査を定期的にするための事務を行うこと

ニ イの内部監査、ロの精度管理及びハの外部精度管理調査の結果（是正処置

が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。)を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を第二十条の十四の帳簿(以下「帳簿」という。)に記載すること。

ホ その他必要な業務

四 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録検査機関の役員又は、当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること

五 次に掲げる事項を記載した標準作業書が作成されていること

イ 水質検査の項目ごとに定める検査方法

ロ 試料の採取、運搬、受領に関すること

ハ 試料を識別する方法

ニ 試薬、培地、標準品及び標準液の管理の方法

ホ 試料の調製の方法

ヘ 水質検査に用いる機械器具の操作及び点検の方法

ト 次に掲げる事項を含む水質検査にあつての注意事項

1 水質検査に支障を生じない温度及び湿度等の環境条件に関すること

2 水質検査機器を水道水以外の試料の検査に用いる場合に、水質検査の精度が適正に保たれなくなることを防止するための措置に関すること

3 部外者の立入制限に関すること

チ 水質検査により得られた値の処理方法

リ 作成及び改定年月日

(4) 水質検査の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出る「水質検査業務規程」に定めておかなければならない事項

一 水質検査の実施方法

二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 水質検査の申請を受けられることができる件数の上限に関する事項

四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 水質検査部門管理者及び検査区分責任者の配置に関する事項

七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

八 水質検査の申請書その他の書類の保存に関する事項

九 財務諸表等の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

(5) 財務諸表等が電磁的に記録されている場合の閲覧の方法

・紙面

・パソコン等のモニター

(6) 財務諸表等が電磁的に記録されている場合における書面以外の請求方法

・電子メール

・磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法

(7) 帳簿の記載事項

一 水質検査の依頼をした者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水質検査の依頼を受けた年月日

三 試料を採取した場所

四 水質検査を行った年月日

- 五 水質検査の項目
- 六 水質検査を行った試料の数量
- 七 水質検査を行った検査員の氏名
- 八 水質検査の結果
- 九 上記(3)三二により帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十 上記(2)九口の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十一 教育訓練に関する記録

(8) 帳簿の備付け

書面又は電磁的記録により作成し、水質検査を実施した日から起算して5年間保存すること。

(9) 施行日について

平成15年7月2日に公布された「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」の施行の日(平成16年3月31日)

## 簡易専用水道の管理の検査を行う登録機関について

- ( 1 ) 登録の申請書の記載事項
- 一 申請の年月日
  - 二 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 申請者が簡易専用水道の管理の検査を行おうとする区域
  - 四 申請者が簡易専用水道の管理の検査を行おうとする事業所の所在地
  - 五 登録年月日及び登録番号（登録の更新の際に限る。）
- ( 2 ) 申請書の添付書類
- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
  - 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
  - 三 現に行っている事業の概要を説明した書類
  - 四 申請者が欠格条項（法第三十四条の四において準用する法第二十条の三第一項各号の規定）に該当しないことを説明した書面
  - 五 簡易専用水道の管理の検査を行うために必要な次に掲げる検査設備を有していることを説明した書類（検査設備ごとに撮影した写真を含む。）
    - イ 次に掲げる第五十六条第二項に規定する検査を行うための設備
      - 1 鏡、懐中電灯及び工具その他の施設及びその管理の検査に係る設備
      - 2 給水栓における水質の検査に係る設備
    - ロ 簡易専用水道の管理の検査中に部外者が当該水道施設に立ち入らないようにするために十分な構造の柵
    - ハ 検査員が作業をするのに十分な構造の脚立
    - ニ 衛生的な作業衣（検査員の数以上有すること）
  - 六 登録基準のうち、検査員の要件について下表左欄に掲げる各条件に応じた、右欄に掲げる書類

検査員の条件（水道法の別表第二の各号）	添付書類
第一号	水道技術管理者の資格を有することを説明した書類
第二号	建築物環境衛生管理技術者の免状の写し
第三号	要件となる実務経験年数を証する書面
第四号	左欄の要件を満たしていることを説明した書類

- 七 法三十四条の四において準用する法第二十条の四第一項第三号イの簡易専用水道の管理の検査を行う部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）につき、簡易専用水道検査部門の業務を統括する者が簡易専用水道検査部門管理者として置かれていることを確認できる文書
- 八 法三十四条の四において準用する法第二十条の四第一項第三号ロの簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書として以下に掲げるもの
  - イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
  - ロ 文書及び記録の管理に関する文書

- ハ 教育訓練について記載した文書
- ニ 不適合業務及び是正処置等に関して記載した文書
- ホ 内部監査の方法を記載した文書
- ヘ 内部精度管理の方法を記載した文書
- ト 外部精度管理調査を定期的にするための計画を記載した文書
- チ 標準作業書
- リ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書
- ヌ 受注の方法並びに物品の購入その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書
- 九 簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門（以下「信頼性確保部門」という。）につき、信頼性確保部門の業務を統括する者が信頼性確保部門管理者として置かれていることを確認できる文書
- (3) 登録検査機関が行う簡易専用水道の管理の検査の方法
  - 一 簡易専用水道検査部門管理者は次に掲げる業務を行うこと
    - イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること
    - ロ 簡易専用水道の管理の検査にあたり、標準作業書から逸脱した方法により検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること
    - ハ 第二号ニの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること
    - ニ その他必要な業務
  - 二 信頼性確保部門管理者は次に掲げる業務を行うこと
    - イ 簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと
    - ロ 精度管理を行うこと
    - ハ 外部精度管理調査を定期的にするための事務を行うこと
    - ニ イの内部監査、ロの精度管理及びハの外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において準用する第二十条の十四の帳簿（以下「帳簿」という。）に記載すること
    - ホ その他必要な業務
  - 三 簡易専用水道検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録検査機関の役員又は、当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること
  - 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書が作成されていること
    - イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごと検査方法及び判定基準
    - ロ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び点検の方法
    - ハ 検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査にあつての注意事項
    - ニ 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法
    - ホ 作成及び改定年月日
- (4) 簡易専用水道の管理の検査の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出る「簡易専用水道検査業務規程」に定めておかなければならない事項
  - 一 簡易専用水道の管理の検査の実施方法
  - 二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 簡易専用水道の管理の検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 簡易専用水道検査部門管理者の配置に関する事項

七 簡易専用水道検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

八 簡易専用水道の管理の検査の申請書その他の書類の保存に関する事項

九 財務諸表等の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に関し必要な事項

(5) 財務諸表等が電磁的に記録されている場合の閲覧の方法

- ・紙面
- ・パソコン等のモニター

(6) 財務諸表等が電磁的に記録されている場合における書面以外の請求方法

- ・電子メール
- ・磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法

(7) 帳簿の記載事項

- 一 簡易専用水道の管理の検査の依頼をした者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日
- 三 簡易専用水道の管理の検査を行った年月日
- 四 簡易専用水道の管理の検査を行った検査員の氏名
- 五 簡易専用水道の管理の検査の結果
- 六 上記（3）二により帳簿に記載すべきこととされている事項
- 七 上記（2）八口の文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 八 教育訓練に関する記録

(8) 帳簿の備付け

書面又は電磁的記録により作成し、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して5年間保存すること

(9) 施行日について

平成15年7月2日に公布された「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」の施行の日（平成16年3月31日）



## 水道技術管理者の講習を行う者の登録について

現行の指定制度を廃止し、省令で定める要件に適合していると認める者から申請があれば、厚生労働大臣は登録しなければならないこととする。主な省令規定内容（案）は以下のとおり。

## ( 1 ) 登録の申請

登録を受けようとする者は、必要な事項を記載した申請書及び添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## ( 2 ) 欠格条項

水道法又は水道法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一定期間を経過しない者等は登録を受けることができない。

## ( 3 ) 登録基準

講習会の内容が、必要な講習科目及びその講習時間数を満たすものであること等の基準に該当するものであること。

## ( 4 ) 登録の更新

登録基準への適合状況を定期的を確認するため、登録講習機関に一定期間ごとの更新を義務付ける。

## ( 5 ) 実施義務

登録講習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習会の実施計画を作成し、これに従って、公正に講習会を行わなければならない。

## ( 6 ) 名称等の変更の届出

登録講習機関は、氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、一定期間より前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

## ( 7 ) 業務規程

登録講習機関は、講習会の業務に関する規程について、業務の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。

## ( 8 ) 業務の休廃止の届出

登録講習機関は、業務の休廃止をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

## ( 9 ) 適合命令

厚生労働大臣は、登録講習機関が、登録基準に適合しなくなったと認めるときは、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## ( 10 ) 改善命令

厚生労働大臣は、登録講習機関が、講習会の実施義務に違反しているとき、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## ( 11 ) 登録の取消し等

厚生労働大臣は、登録講習機関が適合命令に違反したとき等は、登録を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

## ( 12 ) 帳簿の記載

登録講習機関は、講習に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

( 1 3 ) 報告の徴収

厚生労働大臣は、登録講習機関に対し、業務に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

( 1 4 ) 公示

厚生労働大臣は、登録講習機関の登録、名称等の変更、業務の休廃止又は登録の取消があったときは、官報に公示する。

( 1 5 ) 財務諸表等の備付け及び閲覧等

登録講習機関は、毎事業年度終了後3月以内に財務諸表等を作成し、一定期間備え付けなければならない。講習会を受講しようとする者等は、いつでも財務諸表等の閲覧、謄写等を請求できる。

( 1 6 ) 施行日について

平成15年7月2日に公布された「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」の施行の日（平成16年3月31日）

## 1．改正の経緯

公益法人が国から制度的に委託等、推薦等を受けて検査・検定・資格付与等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、公益法人に対する国の関与を最小限のものとするため、現行の指定機関による実施から登録機関による実施へと変更する等の措置が決定された。

これを踏まえ、第156回通常国会にて「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号）」が成立したところである。水道法においては、法第20条第3項の水質検査機関及び法第34条の2第2項の簡易専用水道の検査を行う機関並びに水道法施行規則第14条の水道技術管理者講習を行う機関に関する厚生労働大臣の指定制度については、今年度中に登録制度に移行することとなっており、これに伴う水道法施行規則の整備を行うこととなった。

## 2．法施行前に厚生労働大臣の指定を受けている機関について

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行前に厚生労働大臣の指定を受けている機関については、この法律の施行の日に登録を受けた者とみなされること。

### 【参考条文】

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律  
附則

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

### 第三条

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第二十条第三項及び第三十四条の二第二項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日に新水道法第二十条第三項及び第三十四条の二第二項の登録を受けた者とみなす。